

## オンライン学習交流会の開催と自治体ヒアリング ～2020年、北海道センターによる公契約運動の取り組み～

川村 雅則

### ◆2020公契約条例オンライン学習交流会を開催

2020年9月19日（土）に、世田谷区の公契約条例の公益委員をつとめる永山利和先生（日大元教授）を講師に、公契約条例に関するオンライン学習交流会を「札幌市公契約条例の制定を求める会（代表：伊藤誠一弁護士）」主催で開催した。

数々の集会、学習会を開催してきたが、オンラインによる企画は初の試みである。当日は、主催者側も参加者側もおのおのが職場や自宅などから参加した。「求める会」のメンバーのほか、北は北海道から、南は九州までの参加があり、東京と大阪から参加された方もいる。人数は、こちらで確認できたのは28人である（1つのモニターに複数人で参加していた方もおられたため、実際の参加者数は28人を超える）。

2020年3月にリアル開催を予定していたこの企画は、新型コロナウイルスの感染予防のために中止を余儀なくされ、その後も、コロナが収束せぬ中で今回のオンライン開催に至った。円滑に進められるか心配がなかったわけではないが、いざふたを開けてみれば、心配は杞憂に終わった。世田谷区の実践なども織り交ぜながらの永山先生のお話には参加者一同多くを学んだ。自治体行政と受託業者とが契約を通じて対等な立場で行政目的の実現を図る——そのような関係構築を目指す公契約運動の課題の大きさ（ゆえに道のりは険しいこと）、一方で、いわゆる担い手三法の第二次改正（2019年）といった国の政策動向をしっかりと見据えながらの取り組みが必要であることなどが、筆者の印象に残った。



左奥は、司会をつとめる筆者。手前のパソコンに映るのは講師の永山先生。正木浩司氏（北海道地方自治研究所研究員）による撮影。

当日の講演の記録は11月に発行予定である。

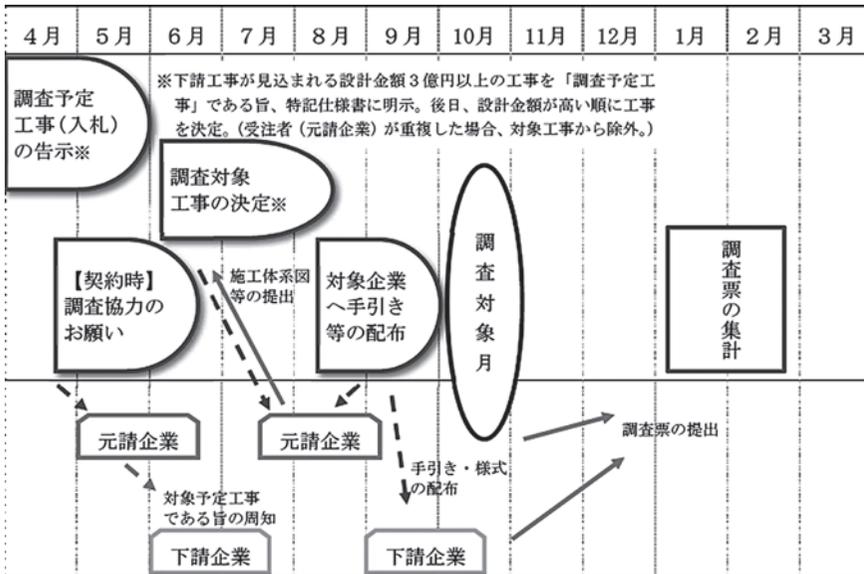
その昔、公契約条例が初めて制定された千葉県野田市の根本崇市長（当時）が、公契約条例の全国会議を開催したい、といった趣旨の発言を講演でされたのを聞いて高揚したのを思い出す。オンラインという武器を活用しながらどこまで取り組み・ネットワークを広げられるか試行してみたい。

なお、永山先生を再び講師に、第2回目のオンライン学習交流会を11月14日（土）の午後に予定している。今回の学習交流会のテーマは、最低賃金制と公契約条例である。全国各地からの参加をお待ちしている。

### ◆札幌市でも、建設工事での賃金調査が始まる

理念型条例が制定された旭川市で、市発注工事での賃金調査が市によって2019年度に行われたこと、労働者への支給賃金額は、加重平均で

図1 札幌市による工事スケジュール例



出所：札幌市「札幌市工事請負契約に係る労働者賃金実態調査について（更新日2020年8月6日）」。

設計労務単価の7割ほどであったことは、本誌第191号の須貝卓矢の論考（「旭川市労働者賃金等の実態調査（工事）について」）にまとめられているとおりである。

札幌市でも、公共工事に従事する労働者の賃金調査が2020年度から開始されることになった（図1）。

市のサイトによれば、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17（2005）年法律第18号）等の趣旨を踏まえ、本市発注工事に従事する労働者の労働環境の改善に資する入札契約制度改善の基礎資料とすることを目的」としたもので、初年度となる2020年度は、概ね設計金額3億円以上の工事の中から、土木系及び営繕系の工種から各5件程度が選定されるとのことである。

川村（2019）にまとめたとおり、札幌市ではこれまで、役務契約の一部と指定管理事業では、支給賃金額まで把握対象とした賃金調査が行われてきたのに対して、建設工事では、「元請・下請調査」という、技能労働者の賃金引き上げの意向などを事業者に見つける調査の実施にとど

まっていた。

それに対して、賃金額を調べない理由が何であるのか、技術的な理由なのか、政策効果の測定にはこの調査内容で十分であると判断されているのか、という疑問を呈してきた。

とくに、公契約に関する先駆的な取り組みをしてきたと評価されている旭川市や函館市でも、実際には、設計労務単価を下回る賃金支払い状況だったのだから、なおのことこの

水準の調査では不十分ではないか、と感じていた。

それが、公契約条例案が2012年に議会に上程されて8年を経過してようやく、こうした賃金調査が札幌市で開始されることになったのは、なんとも言えぬ感慨深いものがある。

なお、札幌市によるこれらの取り組みがいかなる問題意識を背景としているのか、またこうした賃金調査以外の入札・契約制度の改善内容<sup>1</sup>については、担当部局からのヒアリングを年内に予定している。

以上のとおり、コロナ禍にあるが、北海道センターも公契約運動を継続していることを報告する。

（かわむらまきのり 北海学園大学教授）

（参考文献）

- ・川村雅則「公契約条例に関する調査・研究（Ⅲ）札幌市の取り組み・資料の整理」『北海道学大学経済論集』第67巻第2号（2019年9月号）

1 「拡大に向け検討、総合評価件数で」『北海道建設新聞』2020年10月9日付。